

14.5.9
826号

コト
一 其他特ニ必要ト思ヒ時ニ發スル命令ヲ遵守スルコト
一 挨拶ハ十分向トシ(坑夫ハ五分向)ト人ヲ超過セズ高ニ
論者ハ争議ヲ論及セザルコト

兵發分秘第五の四第

大正十四年五月四日

兵庫縣知事平塚廣義

内務大臣若槻禮次郎殿

高工大臣野田卯太郎殿

社會局長官長岡隆一郎殿

警視廳 京都大坂 神奈川 愛知

岡山 廣島 福岡 香川 愛媛

栃木 秋田 各廳 府縣長官殿

神戸地方支庁所長事云殿

生野金山坑夫同盟罷業案ニ付 (第十四報)